

議案第 7 4 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するに  
ついて

宇治市国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の3」を「第28条の4」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「及び第23条の3」を「、第23条の3及び第23条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第14条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第16条の5中「及び第23条の3」を「、第23条の3及び第23条の4」に改める。

第16条の5の2各号列記以外の部分中「及び第23条の3」を「、第23条の3及び第23条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第16条の5の9中「及び第23条の3」を「、第23条の3及び第23条の4」に改める。

第16条の6各号列記以外の部分中「第23条」を「第23条及び第23条の4」に改め、同条第2号イ中「の規定による」を「及び第72条の3の3第1項の規定による」に改める。

第19条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「又は第16条の7」を「若しくは第16条の7」に、「第23条第1項各号」を「第23条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第23条の3第1項（同条第2項

の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。  
)に定める第16条第1項第2号若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第2項中「若しくは第16条の5の6の額又は」を「、第16条の5の6の額若しくは」に、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第23条の3第1項に定める第16条第1項第2号若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号に定める額、第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号」に改める。

第23条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第23条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分

の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該保険料額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）
- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と読み替えるものとする。
- 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7」と読み替えるものとする。

第5章中第28条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第28条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 出産被保険者の氏名及び住所
- (3) 出産の予定日

- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第23条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。